

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30年 9 月 12 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社 阪奈興業**
 住所 〒575-0014 大阪府四條畷市大字上田原547-2
 代表者氏名 代表取締役 **北河省三**
 電話番号 TEL0743-78-9944
 FAX番号 FAX0743-78-9945
 メールアドレス hanna.reform@hannaexpress.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30 年 9 月 12 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 阪奈興業
住 所 〒575-0014 大阪府四條畷市大字上田原547-2
代表者氏名 代表取締役 北 河 省 三



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役	北河 省三
専務取締役	北河 豊彦
取締役	北河 洋子
取締役	北河 裕子
監査役	北河 明美
事業の範囲	・内装リフォーム事業 ・住宅設備機器販売・取付 ・給水装置工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<p style="text-align: center;">ハンナ コウギョウ 株式会社 阪奈興業</p>
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒575-0014 大阪府四條畷市大字上田原547-2 電話番号 TEL 0743-78-9944 FAX番号 FAX 0743-78-9945 メールアドレス hanna.reform@hannaexpress.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
キタガワ リョウスケ 北河 良介	第 28/088号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 30 年 9 月 12 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	1	
	パイプカッター	TC-105	1	
	塩ビカッター	VC-28	1	
	セバーソー	CR-13VC	1	
管の加工用の 機械器具	やすり	300平やすり	1	
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプレンチ		3	
	スパナ		3	
	ヒートガン		2	
水圧テスト ポンプ	手動式テストポンプ	T-508	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 9 月 12 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社 阪奈興業

〒575-0014 大阪府四條畷市大字上田原547-2

代表取締役 北 河 省 三 印



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府四條畷市大字上田原547番地2
株式会社阪奈興業

会社法人等番号	1500-01-005129	
商号	株式会社阪奈興業	
本店	大阪府四條畷市大字上田原547番地2	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成1年11月2日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭用厨房機器の搬入、据付工事及び修理並びに販売 2. 商品のインターネット販売及び通信販売 3. インターネット、携帯電話、その他通信システムを利用したオークションの開設、運営並びに販売 4. 住宅・店舗・ビル・マンション等のリフォーム業務 5. 一般貨物自動車運送業 6. 洗面化粧台の組立 7. 産業廃棄物収集運搬業 8. 上記各号に附帯、関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成26年 4月10日変更 平成26年 4月11日登記</p>	
発行可能株式総数	240株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	北 河 省 三
		平成26年12月22日重任
		平成26年12月22日登記
	取締役	北 河 省 三
	平成28年12月22日重任	
	平成29年 1月16日登記	

	取締役	<u>北 河 洋 子</u>	平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 重 任 ----- 平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 登 記
	取締役	北 河 洋 子	平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日 重 任 ----- 平成 2 9 年 1 月 1 6 日 登 記
	取締役	<u>北 河 裕 子</u>	平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 重 任 ----- 平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 登 記
	取締役	北 河 裕 子	平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日 重 任 ----- 平成 2 9 年 1 月 1 6 日 登 記
	取締役	<u>北 河 良 介</u>	平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 重 任 ----- 平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 登 記
	取締役	北 河 良 介	平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日 重 任 ----- 平成 2 9 年 1 月 1 6 日 登 記
	代表取締役	<u>北 河 省 三</u>	平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 重 任 ----- 平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 登 記
	代表取締役	北 河 省 三	平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日 重 任 ----- 平成 2 9 年 1 月 1 6 日 登 記
	監査役	北 河 明 美	平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 重 任 ----- 平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日 登 記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
	登記記録に関する事項	平成 2 5 年 1 月 2 3 日 奈良県生駒市中菜畑一丁目 5 5 番地の 1 から本店移転 平成 2 5 年 1 月 3 0 日 登 記	

大阪府四條畷市大字上田原 5 4 7 番地 2
株式会社阪奈興業

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

平成30年 9月10日

奈良地方法務局
登記官

菊池寛之



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社阪奈興業と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 家庭用厨房機器の搬入、据付工事及び修理並びに販売
2. 商品のインターネット販売及び通信販売
3. インターネット、携帯電話、その他通信システムを利用したオークションの開設、運営並びに販売
4. 住宅・店舗・ビル・マンション等のリフォーム業務
5. 一般貨物自動車運送業
6. 洗面化粧台の組立
7. 産業廃棄物収集運搬業
8. 上記各号に附帯、関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府四條畷市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当社の発行する株式の総数は、240株とする。
当社の発行する額面株式1株の金額は、100,000円とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第6条 当社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡には、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券



(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)



第17条 当社の取締役は5名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、
当会社はその支払義務を免れるものとする。

本定款は現行定款に相違ありません。

平成 26 年 12 月 22 日

大阪府四條畷市大字上田原 5 4 7 番地 2
株式会社 阪奈興業
代表取締役 北 河 省 三



現行のものと相違ございません

平成30年9月10日

株式会社 阪奈興業

〒575-0014 大阪府四條畷市大字上田原547-2

代表取締役 北 河 省 三



第二八一〇八八号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 北河良介

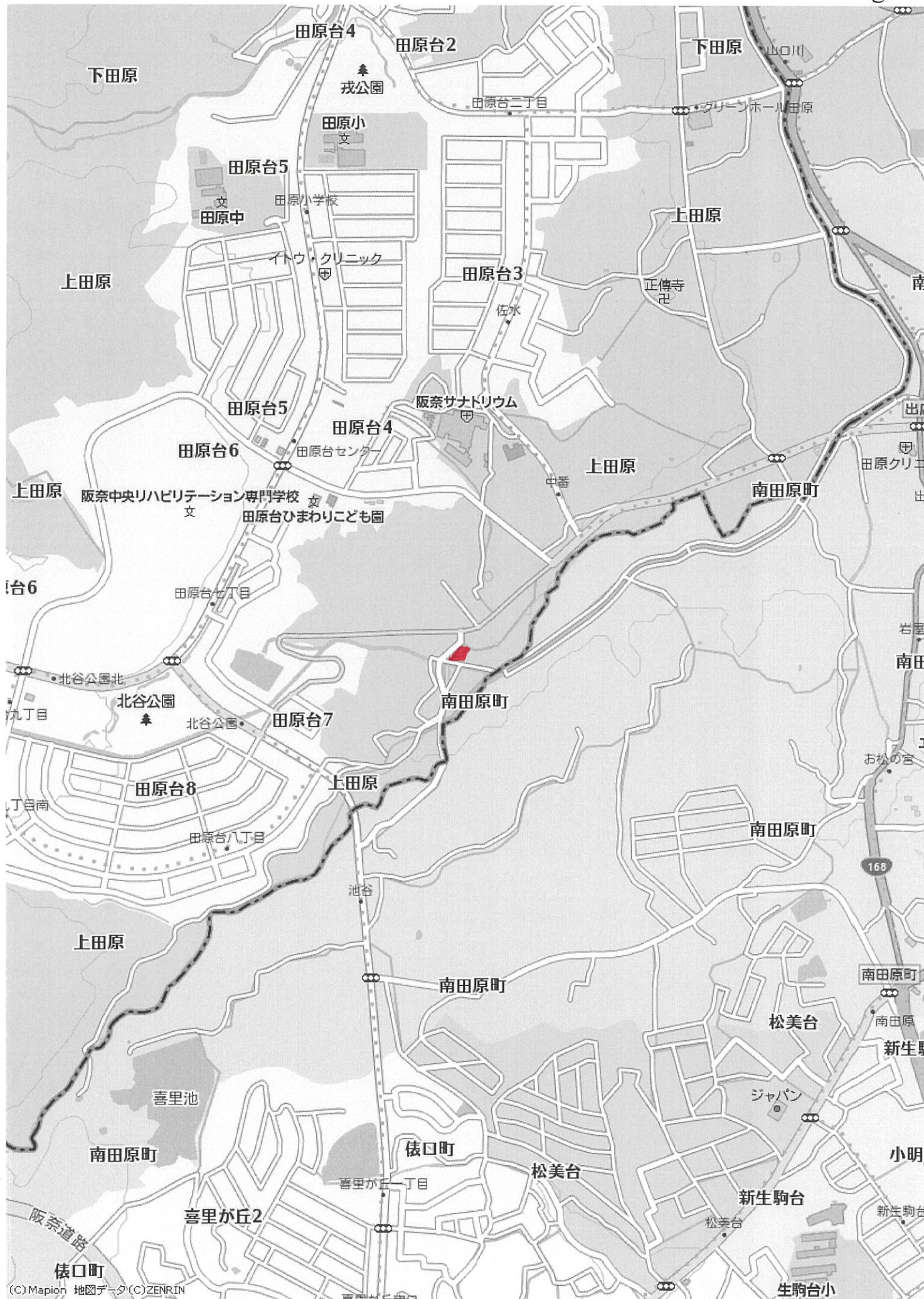
昭和五十年七月十三日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

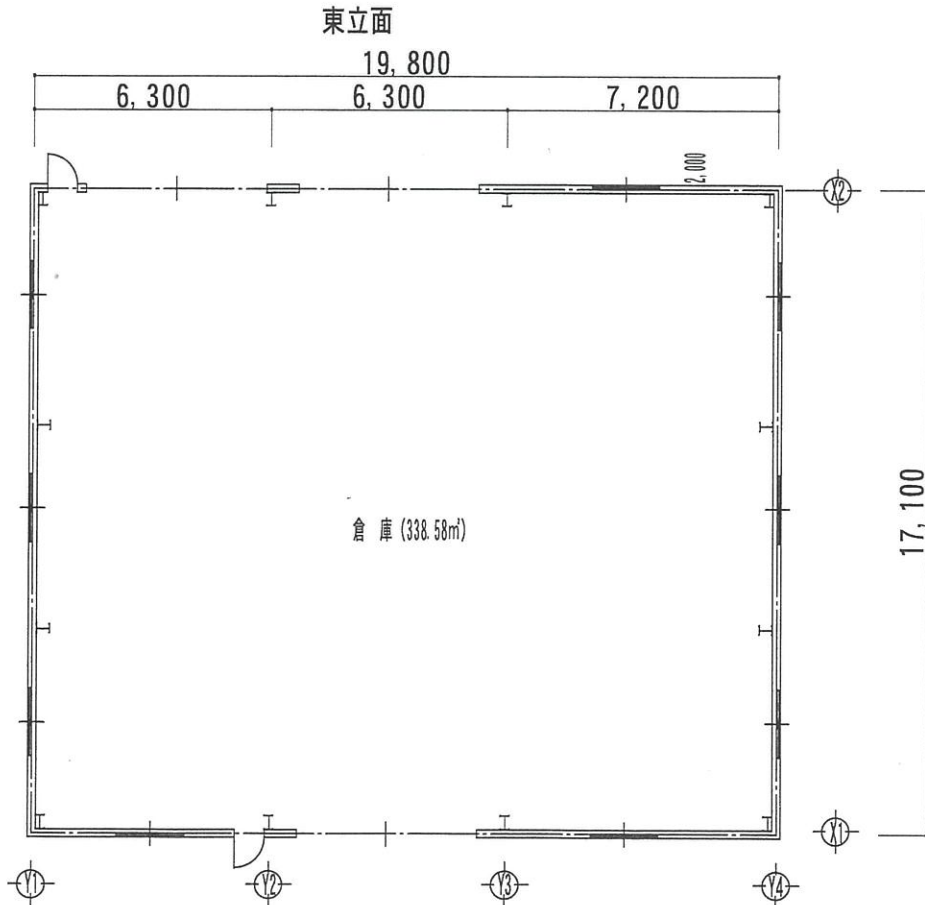
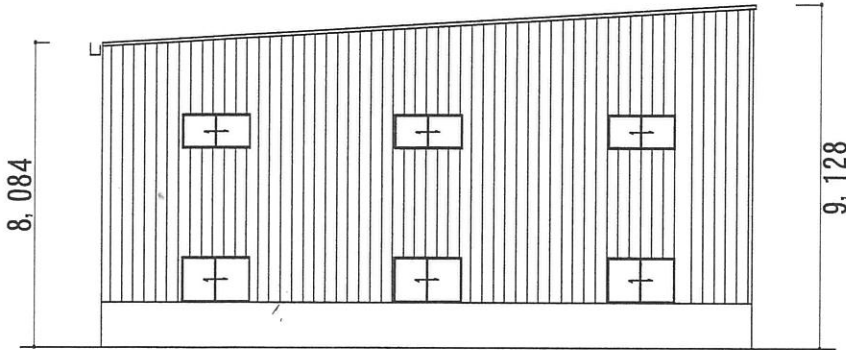
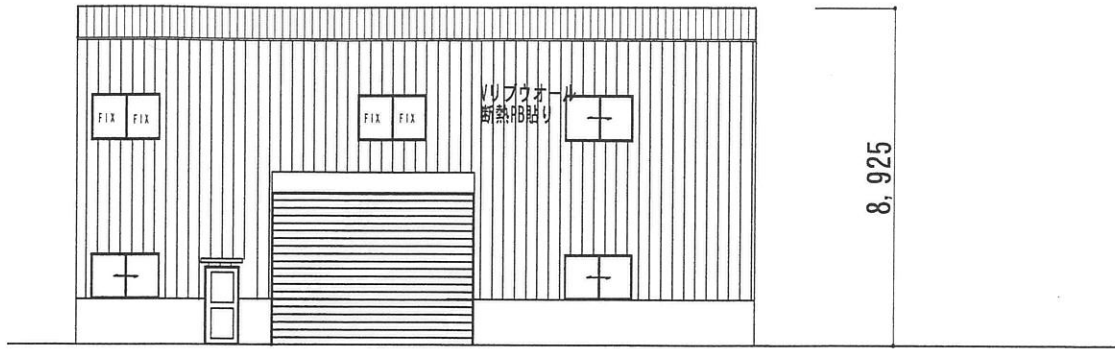
平成二十八年一月十三日

厚生労働大臣 塩崎恭久





㈱阪奈興業新築工事 (倉庫棟)

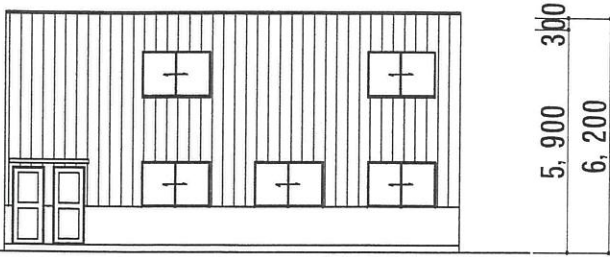


建築面積表			1階床面積表		
①	19.800 × 17.100	338.58	①	19.800 × 17.100	338.58
			②		
	小計	338.58 m ²		小計	338.58 m ²
	面積合計	338.58 m ²		面積合計	338.58 m ²

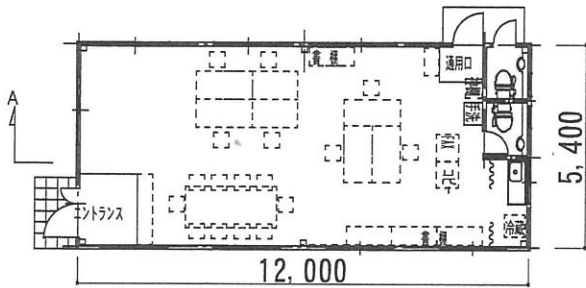
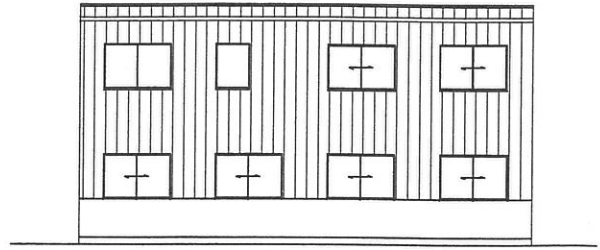
1階平面図

→ 259.2 m²





南立面



1階平面図

建築面積表		1階床面積表	
12.000 × 5.400	64.80	① 12.000 × 5.400	64.80
		②	
小計	64.80 m ²	小計	64.80 m ²
面積合計		面積合計	

→ 133.24

合計 392.42

新旧面積対象表

計画敷地 (移転予定地)		既設旧敷地 (起業地)		1.5倍以内判定
敷地面積	962.92 m ²	敷地面積	741.81 m ²	1.298 < 1.5倍
建築面積 (合計)	403.38 m ²	建築面積 (合計)	195.44 m ²	——
床面積 1階 (合計)	403.38 m ²	床面積 1階 (合計)	277.87 m ²	——
延床面積	403.38 m ²	延床面積	277.87 m ²	1.451 < 1.5倍
建ぺい率	41.90 %	建ぺい率	25.55 %	——
容積率	41.90 %	容積率	36.36 %	——

事務所	検図	製図	日付	名称	株式会社 阪奈興業新築工事 (倉庫棟) (事務所棟)	縮尺	No.
			訂正	図名			

1/200



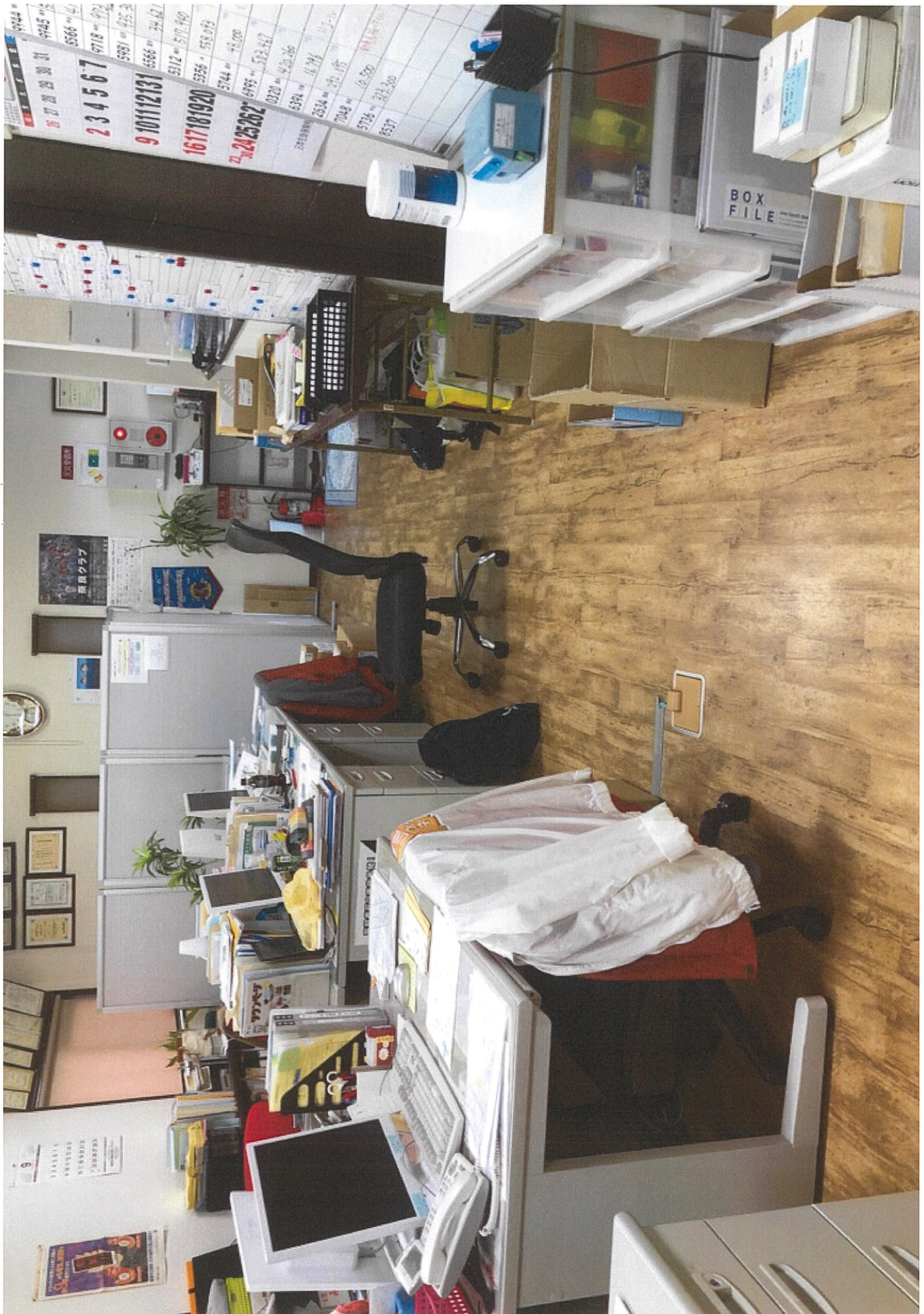
株式会社
Ban
0800-400-9944
株式会社

株式会社
HANNA EXPRESS
株式会社

防火
避難
経路
表示

消防
設備
点検
済

75-05



9744	9745	9746	9747	9748	9749	9750	9751	9752	9753	9754	9755	9756	9757	9758	9759	9760	9761	9762	9763	9764	9765	9766	9767	9768	9769	9770	9771	9772	9773	9774	9775	9776	9777	9778	9779	9780	9781	9782	9783	9784	9785	9786	9787	9788	9789	9790	9791	9792	9793	9794	9795	9796	9797	9798	9799	9800	9801	9802	9803	9804	9805	9806	9807	9808	9809	9810	9811	9812	9813	9814	9815	9816	9817	9818	9819	9820	9821	9822	9823	9824	9825	9826	9827	9828	9829	9830	9831	9832	9833	9834	9835	9836	9837	9838	9839	9840	9841	9842	9843	9844	9845	9846	9847	9848	9849	9850	9851	9852	9853	9854	9855	9856	9857	9858	9859	9860	9861	9862	9863	9864	9865	9866	9867	9868	9869	9870	9871	9872	9873	9874	9875	9876	9877	9878	9879	9880	9881	9882	9883	9884	9885	9886	9887	9888	9889	9890	9891	9892	9893	9894	9895	9896	9897	9898	9899	9900
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

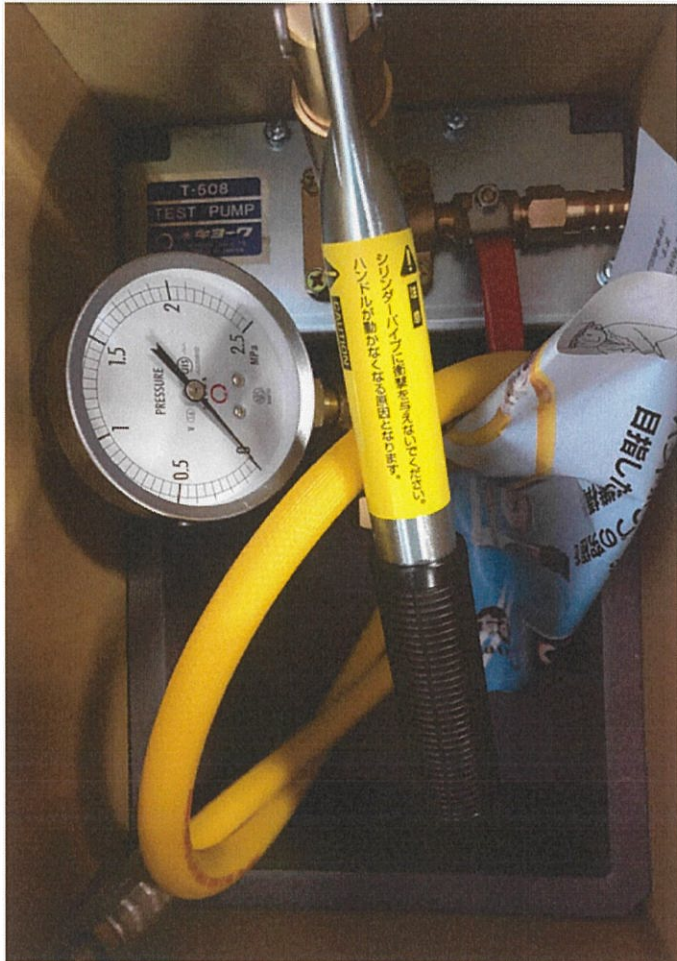
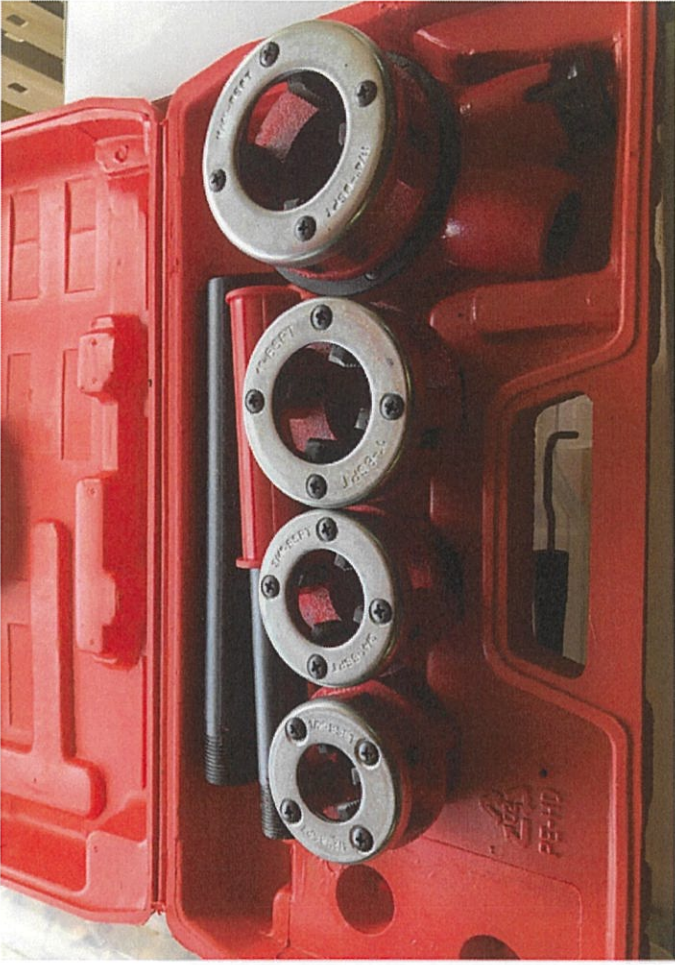
1617	1618	1619	1620	1621	1622	1623	1624	1625	1626	1627	1628	1629	1630	1631	1632	1633	1634	1635	1636	1637	1638	1639	1640	1641	1642	1643	1644	1645	1646	1647	1648	1649	1650	1651	1652	1653	1654	1655	1656	1657	1658	1659	1660	1661	1662	1663	1664	1665	1666	1667	1668	1669	1670	1671	1672	1673	1674	1675	1676	1677	1678	1679	1680	1681	1682	1683	1684	1685	1686	1687	1688	1689	1690	1691	1692	1693	1694	1695	1696	1697	1698	1699	1700
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

5394	5395	5396	5397	5398	5399	5400	5401	5402	5403	5404	5405	5406	5407	5408	5409	5410	5411	5412	5413	5414	5415	5416	5417	5418	5419	5420	5421	5422	5423	5424	5425	5426	5427	5428	5429	5430	5431	5432	5433	5434	5435	5436	5437	5438	5439	5440	5441	5442	5443	5444	5445	5446	5447	5448	5449	5450	5451	5452	5453	5454	5455	5456	5457	5458	5459	5460	5461	5462	5463	5464	5465	5466	5467	5468	5469	5470	5471	5472	5473	5474	5475	5476	5477	5478	5479	5480	5481	5482	5483	5484	5485	5486	5487	5488	5489	5490	5491	5492	5493	5494	5495	5496	5497	5498	5499	5500
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

5744	5745	5746	5747	5748	5749	5750	5751	5752	5753	5754	5755	5756	5757	5758	5759	5760	5761	5762	5763	5764	5765	5766	5767	5768	5769	5770	5771	5772	5773	5774	5775	5776	5777	5778	5779	5780	5781	5782	5783	5784	5785	5786	5787	5788	5789	5790	5791	5792	5793	5794	5795	5796	5797	5798	5799	5800	5801	5802	5803	5804	5805	5806	5807	5808	5809	5810	5811	5812	5813	5814	5815	5816	5817	5818	5819	5820	5821	5822	5823	5824	5825	5826	5827	5828	5829	5830	5831	5832	5833	5834	5835	5836	5837	5838	5839	5840	5841	5842	5843	5844	5845	5846	5847	5848	5849	5850	5851	5852	5853	5854	5855	5856	5857	5858	5859	5860	5861	5862	5863	5864	5865	5866	5867	5868	5869	5870	5871	5872	5873	5874	5875	5876	5877	5878	5879	5880	5881	5882	5883	5884	5885	5886	5887	5888	5889	5890	5891	5892	5893	5894	5895	5896	5897	5898	5899	5900
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

5920	5921	5922	5923	5924	5925	5926	5927	5928	5929	5930	5931	5932	5933	5934	5935	5936	5937	5938	5939	5940	5941	5942	5943	5944	5945	5946	5947	5948	5949	5950	5951	5952	5953	5954	5955	5956	5957	5958	5959	5960	5961	5962	5963	5964	5965	5966	5967	5968	5969	5970	5971	5972	5973	5974	5975	5976	5977	5978	5979	5980	5981	5982	5983	5984	5985	5986	5987	5988	5989	5990	5991	5992	5993	5994	5995	5996	5997	5998	5999	6000
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

6001	6002	6003	6004	6005	6006	6007	6008	6009	6010	6011	6012	6013	6014	6015	6016	6017	6018	6019	6020	6021	6022	6023	6024	6025	6026	6027	6028	6029	6030	6031	6032	6033	6034	6035	6036	6037	6038	6039	6040	6041	6042	6043	6044	6045	6046	6047	6048	6049	6050	6051	6052	6053	6054	6055	6056	6057	6058	6059	6060	6061	6062	6063	6064	6065	6066	6067	6068	6069	6070	6071	6072	6073	6074	6075	6076	6077	6078	6079	6080	6081	6082	6083	6084	6085	6086	6087	6088	6089	6090	6091	6092	6093	6094	6095	6096	6097	6098	6099	6100
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 9 月 12 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{ハンナ コウキョウ}株式会社 阪奈興業
 住所 〒575-0014 大阪府四條畷市大字上田原547-2
^{フリガナ}代表者氏名 ^{キタ カワ ショウ ソウ}代表取締役 北 河 省 三 印
 電話番号 TEL0743-78-9944
 FAX番号 FAX0743-78-9945
 メールアドレス hanna.reform@hannaexpress.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年9月12日

株式会社 阪奈興業
届出者 〒575-0014 大阪府四條畷市大字上田原547-2
代表取締役 北河省三



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 阪奈興業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
きたがわ 北河 省三 良介	第281088号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二八一〇八八号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 北河良介

昭和五十年七月十三日生

水道法昭和三十一年法律第百七十七号の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十八年一月十三日

厚生労働大臣 塩崎恭久

